

○総務省令第三百三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第五から様式第十七の四まで、様式第十七の五から様式第二十三まで、様式第三十三から様式第三十八まで及び様式第三十八の三中「**印**」で記入したときは、**印**を省略できる。**法人**を「法人」に改め、「とし、代表者が**印**で記入したときは、**印**を省略できる」及び「**印**」を削る。様式第三十八の三の二から様式第三十八の三の五までの規定中「（代表者が**印**で記入したときは、**印**を省略できる。）**印**」を削る。

様式第三十八の四、様式第三十八の五、様式第三十八の八、様式第三十八の九及び様式第三十八の十二から様式第三十八の十五までの規定中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が白筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

様式第三十八の十六中「（白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」及び「印」を削る。

様式第三十八の十七中「（代表者が白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」及び「印」を削る。

様式第三十八の十八から様式第三十八の二十までの規定中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。

法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が白筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

様式第三十九から様式第四十五までの規定中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を白筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

様式第四十六及び様式第四十七中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が白筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

様式第五十及び様式第五十の二中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改

ぬ' 「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」' 「(自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」及び「**印**」を削る。

様式第五十の三及び様式第五十二中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「**印**」を削る。

(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第二条 電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号様式中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。」を「**印**」を「記載すること。」に改める。

別表第八号様式中「氏名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。)**印**」を「氏名」に改め、「氏名。氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。」を「**印**」を「氏名)」に改める。

別表第九号様式中「**印**」を削り、同様式注2を次のように改める。

2 法人の場合は、名称及び代表者名を記入すること。

別表第十二号様式及び別表第十四号様式中「氏名<sup>㊦</sup>」のように記入・押印」を「氏名」のように記入」

に、

氏名	フリガナ (姓)	(名)
	漢字 (姓)	(名)
		印

氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。

を

氏名	フリガナ (姓)	(名)
	漢字 (姓)	(名)

に改める。

別表第十五号様式中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「とし、代表者が氏名を記載したときは、押印を省略できる」を削る。

別表第十六号様式中「印」を削る。

別表第十七号様式及び別表第十八号様式中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「とし

、代表者が氏名を記載したときは、押印を省略できる」を削る。

別表第十九号様式中「印」を削る。

別表第二十号様式から別表第二十二号様式までの規定中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。

」及び「とし、代表者が氏名を記載したときは、押印を省略できる」を削る。

(工事担任者規則の一部改正)

第三条 工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六号中「(自筆で記入したときは押印を省略できる。)」及び「(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」及び「印」を削る。

「

別表第六号の二中 (学校長が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

を削る。

」

別表第七号中「印」を削る。」「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる」を削る。

別表第十号及び別表第十二号中「氏名<sup>㊦</sup>」のように記入・押印」を「氏名」のように記入」に

氏名	フリガナ (姓)	(名)
	漢字 (姓)	(名)

氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。

を

氏名	フリガナ (姓)	(名)
	漢字 (姓)	(名)

に改める。

附則別表第一号中「<sup>㊦</sup>」を削る。

(第一種指定電気通信設備接続会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第四条 次に掲げる省令の規定中「代表者の役職氏名」を「代表者の役職氏名」に改める。

「代表者の役職氏名」に改め、「(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」を削る。

一 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）別表第三

二 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）別表第四

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第五条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「とし、代表者が印紙で記入したときは、印紙を添付できる」及び「**印**」を削る。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第六条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**印**」を削る。

様式第二号中「**印**」を削る。

様式第三号から様式第六号まで、様式第八号から様式第十三号まで、様式第十五号から様式第十八号ま

で及び様式第二十号中「。記名押印又は署名」を削る。

(電気通信番号規則の一部改正)

第七条 電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三から様式第五までの規定中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

(電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令(令和二年総務省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一表の改正前欄及び改正後欄中の別表第八号様式中「氏名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印」を「氏名」に改める。

印」を「氏名)」に改める。

第一条第一表の改正前欄及び改正後欄中の別表第十二号様式及び別表第十四号様式中「氏名(印)」のように記入・押印」を「氏名」のように記入」に



氏名	フリガナ (姓)	(名)
	漢字 (姓)	(名)
氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。		
		印

を

氏名	フリガナ (姓)	(名)
	漢字 (姓)	(名)

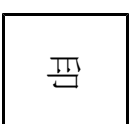
に改める。

第二条の表の改正前欄及び改正後欄中の別表第六号中「(自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

」及び「(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」及び「印」を削る。

第二条の表の改正前欄及び改正後欄中の別表第六号の二中

(学校長が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



を削る。

第二条の表の改正前欄及び改正後欄中の別表第七号中「㊦」を削る。

第二条の表の改正前欄及び改正後欄中の別表第十号及び別表第十二号中「氏名㊦」のように記入・押印  
」を「氏名」のように記入」に、

氏名	フリガナ (姓)	(名)
	漢字 (姓)	(名)

氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。

を

氏名	フリガナ (姓)	(名)
	漢字 (姓)	(名)

に改める。

### 附 則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。